

被保険者の死亡による借戸室の損害について貸主の直接請求に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	新お住まいの家財・賠償責任保険普通保険約款をいいます。
修理費用に掛かる債権額	修理費用に係る法的義務に基づき、貸主が被保険者の法定相続人に請求できる債権額
貸主	賃貸借契約等の賃貸人をいい、転貸人を含みます。

第2条（この特約の適用条件）

普通保険約款第7条（2）「借戸室内における被保険者の死亡による借戸室の損害」において、貸主の負担した借戸室にかかる修理費用につき、被保険者の法定相続人が当該費用を貸主に支払うべき法的義務を負うときに、次のいずれかに該当する場合には、貸主は当社が被保険者に対しててん補責任を負う限度において直接請求権を行使できるものとします。

- （1）修理費用に係る債権額について、被保険者の法定相続人と貸主との間で、判決・示談等で確定している場合
- （2）貸主が被保険者の法定相続人に対する修理費用に係る法的請求を行わないことを被保険者の法定相続人に対して書面で承諾した場合
- （3）修理費用に係る債権額が保険金額を超えることが明らかになった場合
- （4）被保険者の全ての法定相続人の破産もしくは生死不明または被保険者の法定相続人がいない場合

第3条（普通保険約款の読み替え）

この特約条項については、普通保険約款第7条（修理費用保険金をお支払いする場合）の規定中、「被保険者（被保険者が死亡している場合には、被保険者の法定相続人および賃貸借契約等における保証人を含みます。）がその貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づきまたは緊急的に、自己の

費用でこれを修理したとき」とあるのは、「貸主の負担した借戸室にかかる修理費用につき、被保険者が貸主に対し当該費用を貸主に支払うべき法的義務を負うとき」と読み替えて適用します。

第4条（保険金の支払い）

貸主が「修理費用に掛かる債権額」に係る直接請求権を行使した場合には、当社は被保険者の債務の弁済に代えて保険金を支払います。この場合、その金額の限度において当社は被保険者に保険金を支払ったものとみなします。